

佐賀県内に子育てサポート企業が ますます増えています！！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、**社会保険労務士法人きたむら事務所（佐賀市）**を「基準適合事業主」として認定しました。行動計画の策定・届出が努力義務である企業では6社目の認定となり、これで県内の認定企業は14社となりました。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

◇佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（平成28年9月27日）



社会保険労務士法人きたむら事務所
北村所長（左）と松森佐賀労働局長（右）

◇認定企業の紹介

社会保険労務士法人きたむら事務所

代表者：北村 鉄夫、北村 眞士

所在地：佐賀市

労働者数：12名（うち、女性9名）

主な取組内容

◇働きながら子育てする労働者をサポートするため、主にこれから出産を考えている労働者向けの育児休業等両立支援の制度及び給付に関する資料を作成し、全社員に配布するとともに説明を行った。

◇育児休業中の労働者に対し、保育園の状況や復職予定について確認するとともに、業務の状況等を情報提供することにより、育児休業者の不安を払拭し、スムーズな職場復帰を図ることが出来るような環境整備を図った。

上記の取組により、労働者数12名という小規模事業所にもかかわらず、計画期間内に、女性1名が育児休業を取得し、男性1名が子の看護休暇を取得するなど、仕事と子育ての両立が図りやすい職場環境が整備されている。

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるには？

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、**次世代認定マーク「くるみん」**を自社商品や広告などに使用することができ、子育てをサポートしている企業であることを対外的にアピールすることができます。



認定マーク「くるみん」



お問い合わせ先 佐賀労働局雇用環境・均等室

☎0952-36-6205